

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）の施行に伴うほか，所要の改正を行うため。

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第 号）

伊丹市営住宅条例（平成9年伊丹市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「又は」を「，」に改め、「規定による保護」の右に「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護」を加え、同号イ中「第10条第1項（」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を」に改め、同号に次のように加える。

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条の女性相談支援センター，配偶者暴力防止等法第3条の配偶者暴力相談支援センターその他公的機関又は同条第6項に規定する活動を行う民間の団体から配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないものの普通市営住宅の入居者の資格については，この条例による改正後の伊丹市営住宅条例第6条第2項第8号イの規定にかかわらず，なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に困難な問題を抱える女性への支援に関

する法律（令和４年法律第５２号）附則第４条の規定による改正前の売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）第３４条の婦人相談所から配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けている者は、この条例による改正後の伊丹市営住宅条例第６条第２項第８号ウの困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第９条の女性相談支援センターから配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者とみなす。